



廣 報

こざがわ

発行 古座川町役場総務課 電話(代)0735-72-0180

2007

7

No.98

行政報告

古座川町長 奥根 公平

「執行部の体制について」

4月1日付けで総勢15名の職員異動を実施しました。3月末に職員2名が退職し、平成19年4月1日現在、申本町・古座川町衛生施設事務組合に1名を派遣しております。職員数は67名となっております。昨年より2名減となっております。

「火災について」

5月27日に中崎地区で民家火災があり消防署、消防団員地元住民の皆様にご協力いただき消火活動に努めていただきましたが、残念ながら母屋と離れの2棟が全焼となりました。火災の被害を受けられた方には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

「滝の拝トネルの開通について」

ダイハツ工業株式会社の創立100周年記念事業の一環である社会貢献活動として和歌山県に福祉車両2台が寄贈されました。そのうちの1台が古座川町に配車されました。車種は、車椅子に座ったまま乗下車できる軽自動車であり、今後要支援・要介護者の病院、診療所への外出支援等に活用したいと考えております。

「福祉車両が寄贈されました」

国民健康保険税からの知恵
国民健康保険税の基礎課税額
の限度額が変わりました。

国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険税の基礎課税額について、中間所得への過度な負担とならないよう、所得の動向等を勘案し、基礎課税に係る限度額を平成19年度より、「53万円」から、「56万円」に引き上げる改正がされました。

お問い合わせ先
役場 財政課
0735-72-0180

「国民年金係り」

国民年金保険料の納付は当月末の口座振替「早割」がおすすめです。

国民年金保険料は、口座振替による毎月納付で「当月末振替による早割」を選んでいただく、毎月50円が割引になります。

お申込み後、初回の振替は、割引なしの前月分と割引ありの当月分の2か月分の振替となります。

お申込みは、お近くの社会保険事務所や金融機関の窓口です。また、社会保険庁のホームページから申込書をダウンロードすることもできます。

あなたの年金記録をもう一度チェックして下さい。

基礎年金番号にまた統合されてない年金記録はありませんか、平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お一人が複数の年金

番号を持つ場合も生じております。

これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、請求時にも本人に確認してききましたが、まだ5000万件(平成18年6月)の記録が、基礎年金番号に結び付けられていません。そのままでは、年金支給に結びつかなくなる恐れがあります。

被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入記録を、順次送付されておりますが、社会保険庁や市町村に記録のない場合には、領収書等の証拠がなくとも、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会と判断してもらおう仕組みを作っています。

お問い合わせ先
「ねんきんダイヤル」0570-051165
①月々金曜日 8:30~17:30

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は19:00まで受付
②土曜日 9:30~16:00
③毎年11月の第2・4の土曜日、日曜日は9:30~16:00

※祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

インターネットでも年金の加入記録を確認できます。

インターネットで、ご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できるようになっています。社会保険庁のホームページから「ユーザーID・パスワード」の発行の申込みをすると、後日郵送でユーザーID・パスワードが届きます。

「旧」基本手当日額の50日相当分を支給

【新】基本手当日額の40日相当分を支給
※平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

お申込みは
<http://www.sia.go.jp/>

※ お申込みには、年金手帳や基礎年金番号通知等に記載されている基礎年金番号が必要。詳しくは、社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせ下さい。

雇用保険法改正のお知らせ

平成19年10月1日より雇用保険法が変わります。

変更事項
①雇用保険の受給資格要件が変わります。

②「旧」・短時間労働者以外の一般被保険者
↓6月(各月14日以上)
・短時間労働被保険者(週所定労働時間20~30時間)
↓12月(各月11日以上)

【新】雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、12月(各月11日以上)の被保険者期間が必要となります。

※(倒産・解雇等)により離職された方は、6月(各月11日以上)が必要となります。

平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

③教育訓練給付の要件・内容

が変わります

④特例一時金の給付水準が変わります。

詳しくは、都道府県労働局職業安定所又は、新宮公共職業安定所申本出張所(ハローワーク申本)にお尋ねください。

雇用保険法の改正の概要は
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyoutoken05/index.html>をご覧ください。

きぬくに人材バンクに登録を

和歌山県は、誘致企業等への就職希望者の登録を募集しています！
新規卒者・一般求職者の別、希望職種を問いません。現在17社の企業が営業職、事務職、エンジニア、IT技術者等を求人中です！

登録された方には求人情報、Uターンフェア等の情報を提供し、誘致企業等へ登録者情報を提供する(ことにより)、求職者と企業の橋渡しを行います。

詳しくは
和歌山県企業立地課
〒640-8585和歌山市
小松原通1-1
TEL 073-441-2748
FAX 073-422-1933

e-mail e0622001@pref.wakayama.lg.jp
URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/g062200/bank/>

までお問い合わせください



「古座川のおおそうじ」が実施されました



働く未来を考える

平成 19 年 10 月 1 日 現在で

就業構造基本調査 を実施します

全国から抽出された約 45 万世帯の 15 歳以上の方々を対象に、ふだん何か収入になる仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。

調査結果からは、若者、高齢者や女性の多様化する就業状況や産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態など就業に関する詳しい状況が明らかになり、国・県・市町村の雇用政策や経済政策などの各種行政施策を立案する際の基礎資料となります。

調査の対象となる世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、よろしくご協力ください。

総務省統計局・和歌山県・古座川町
<http://www.stat.go.jp/>

※詳しい手続及びオンライン申請が導入されている庁については、法務省オンライン

**守りつづけて、確かめよう！
この最低賃金**

最低賃金は、臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。

和歌山県最低賃金は、1時間652円です。和歌山労働基準部賃金室(☎073-422-12174)又はお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

平成19年6月25日(月)から、和歌山地方務務局新宮支局では、不動産登記及び商業・法人登記の申請を、インターネットを利用していることが可能になりました。

【不動産登記について】
 ・オンライン申請を申請する場合は、登記の申請情報及び添付情報をインターネットを利用して送信する必要があります。
 ・登記事項証明書交付をオンラインで請求することが可能になります(請求された証明書は申請された方あてに郵送されます)。
 ・従来の「登記済証(権利証)」を交付する制度は廃止され、「登記識別情報」及び「登記完了証」が交付される

ことになりました。

なお、現在、登記名義人の方がお持ちの「登記済証(権利証)」は、従来どおり書面申請される場合の添付書類と無効になるものではありません。

・オンライン申請取扱庁が管轄する一筆の土地又は一つの建物ごとに、「不動産番号」が付されます。「登記事項証明書及び登記完了証」などに表示されます。
 ・従来どおり書面申請をすることも、引き続き可能です。

【商業・法人登記について】
 ・登記の申請書の添付書類が電磁化されていない場合は、従来どおり書面提出(郵送)していただくこととなります。

対象 県内に事務所又は営業所を有する法人、その他の団体(学校・NPO・自治会・職場サークル等)

助成額 20万円以上200万円以下

公募期間 平成19年7月31日まで

お問合わせ先 東牟婁振興局産業振興部林務課

☎ 0735-21196

ん申請システムのページ <http://shinsei.moj.go.jp/> 和歌山地方務務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/wakayama> をご覧ください。

募集！ 紀の国森づくり 基金活用事業

和歌山県では、本年度からスタートした紀の国森づくり基金を活用した森づくりを公募しています。

紀の国の森と「あそぶ・まなぶ」「つくる・よまると「いかす」をキーワードに県民の皆様の様々な活動アイデアを募集します。

審査のうえ採用された活動には、紀の国森づくり基金から活動費が助成されます。

平成 19 年度 自衛官等募集のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日
2等陸海空士	18歳以上 27歳未満の者	年間を通じて 行っています。	受付時にお知らせします。
2等陸海空士(女子)	18歳以上 27歳未満の者	8月1日から 9月7日	9月24日
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満の者	8月1日から 9月7日	9月17日
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	8月1日から 9月7日	9月22日
看護学生	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月7日から 9月28日	10月14日
防衛医科大学校学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月7日から 9月28日	11月3日 11月4日
防衛大学校学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	9月7日から 9月28日	11月10日 11月11日
自衛隊生徒(陸上のみ)	中卒(見込含) 17歳未満の男子	11月1日から 20年1月8日	20年1月21日

お問い合わせは
 自衛隊和歌山地方協力本部 TEL 073-422-5116
 自衛隊新宮募集事務所 TEL 0735-21-3449

開催！ 無料公証法律相談
 のお知らせ

とき 8月19日(第3日曜日) 午前9時~午後5時
 ※なお、次回は9月16日(第3日曜日)を予定しています。

ところ 新宮公証市場(公証人相談員 中村 司(和歌山地方務務局所属))
 相談内容 遺言、相続、離婚、養育費支払い、年金分割、扶養、土地建物の賃貸借、売買、金銭貸借、高齢者の財産管理、その他各種契約、尊厳死宣言、会社定款など
 予約 平日に電話で予約して下さい。
 その他 相談は無料、秘密は厳守されます。

お問い合わせ

新宮公証市場(公証人中村 司)
 新宮市緑ヶ丘2丁目1番31号(カマツカビル3階)
 ☎ 0735-2112344
 FAX 0735-2112378

防災一口メモ

「津波避難標識の図記号」を知っていますか?
 旅行や仕事、又は買い物などにより地理的に詳しくない他市町村で滞在中に津波に遭遇する可能性があるとき、次の様な津波避難標識の図記号を覚えておくこと、避難するときに大変役に立ちます。

津波避難ビル
 緑色地に白色図記号

津波避難場所
 緑色地に白色図記号
 黒色地に黄色図記号